

藤沢市地域公共交通会議

モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）検討会運営要領

（目的及び設置）

第1条 藤沢市内小学校でのモビリティ・マネジメント教育の継続的な実施に向け、子どもたちの個人の利便性だけでなく、社会的な影響に配慮した行動をする意識の醸成に寄与するカリキュラムや教材等の仕組みづくりの検討を行うため、「藤沢市地域公共交通会議」における検討組織として、モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- （1）藤沢市におけるモビリティ・マネジメント教育の仕組みづくりに関する事項
- （2）モビリティ・マネジメント教育推進プログラム構想・実施計画の策定
- （3）その他目的達成のために必要な事項

（構成）

第3条 検討会は、委員10人以内で構成する。

（委員）

第4条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）学校・教育関係者
- （3）市民
- （4）市職員
- （5）その他検討会の運営上必要と認められる者

（任期）

第5条 委員の任期は目的を達成するまでの間とする。

（会長等）

第6条 検討会には、会長及び副会長を置き、会長は藤沢市地域公共交通会議の会長が指名する。また、副会長は会長の指名により定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括し、「藤沢市地域公共交通会議」に報告する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議等)

第7条 検討会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会は、委員（代理人を含む）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 検討会は、「藤沢市情報公開条例」第29条第2号に基づき、非公開とする。

6 前項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 11月 7日から施行する。